

三朝町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 三朝町は、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓等を踏まえ、地震による住宅の出火及び延焼を防止することにより、被害の減少並びに町民及び地域の防災力の向上を図るため、感震ブレーカーの設置をする者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、地震時に設定以上の揺れを感知した際に、自動的に電気の供給を遮断させ、電気に起因する出火を防止するための器具をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内の居住する住宅に新品の感震ブレーカーを設置しようとする者とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに掲げるもので、町長が必要であると認めるものとする。

- (1) 町内の居住する住宅の既設分電盤に、別表に定める分電盤タイプの感震ブレーカーに取替え又は後付けすること。
- (2) 町内に居住する住宅を新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）する際、別表に定める分電盤タイプの感震ブレーカーを取付けること。
- (3) 別表に定めるコンセント及び簡易タイプの感震ブレーカーを、町内の居住する住宅に設置するために購入すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）（前条第1号又は第2号に該当する場合は、電気工事に要する経費を含む。）であって、町長が必要であると認めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

- (1) 第4条第1号又は第2号に該当する場合は、補助対象経費の3分の1以内の額（100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とし、1世帯につき20,000円を限度とする。
- (2) 第4条第3号に該当する場合は、補助対象経費の3分の1以内の額（100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とし、1世帯につき7,000円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーを設置しようとする住宅が町内の住宅であることを確認することができる書類
- (2) 感震ブレーカーの設置予定場所が確認できる写真
- (3) 感震ブレーカーの設置に要する経費が確認できる見積書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める書類

(交付の決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、法令等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付決定をしたときは、感震ブレーカー設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(交付の条件)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定をする場合において、規則第7条に定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 町長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがあること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ感震ブレーカー設置事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。この場合、申請者は、次に掲げる変更する部分に係る説明書類を添付するものとする。

- (1) 感震ブレーカーを設置しようとする住宅が町内の住宅であることを確認できる書類
- (2) 感震ブレーカーの設置予定場所が確認できる写真
- (3) 感震ブレーカーの設置に要する経費が確認できる見積書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 町長は、前条の規定により承認申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、感震ブレーカー設置事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、感震ブレーカー設置事業実績報告書(様式5号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの設置状況を示す写真
- (2) 補助事業に要した経費に係る領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める書類

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると

認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、感震ブレーカー設置事業補助金額確定通知書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条に規定する確定通知書の内容に基づき、補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月26日から施行する。

別表(第4条関係)

感震ブレーカーの種類	
分電盤タイプ	一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規定に定める構造及び機能を有するもの。
コンセント及び簡易タイプ	一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているコンセントタイプ及び簡易タイプのもの。

※工事請負費及び委託費については、県内事業者が実施したものに限る。

三朝町長 様

（申請者）住所
氏名
電話番号

年度 三朝町感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書

下記のとおり、補助金の交付を受けたいので、三朝町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請をするに当たり、要綱の規定及び要綱の規定に基づく条件を遵守します。

記

1 所在地等

区分	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃貸
建物所在地	
設置種別	<input type="checkbox"/> 取替え又は後付け <input type="checkbox"/> 新築等の際に取付け <input type="checkbox"/> 購入（コンセントタイプ又は簡易タイプ）
設置予定製品 （メーカー、型番）	
設置に要する金額 （税込）	
申請額※	
完了予定日	年 月 日

※ 申請額は100円未満は切り捨て。

2 所有者又は管理者の承諾（「1 所在地等」の区分において賃貸を選択した場合に記入）

私が所有又は管理する家屋に、上記器具を設置することを承諾します。 住所 氏名 年 月 日

3 添付書類

- 感震ブレーカーを設置しようとする住宅が三朝町内の住宅であることを確認することができる書類
- 設置予定場所が確認できる写真
- 見積書の写し
- その他町長が必要であると認める書類

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

三朝町長

年度 三朝町感震ブレーカー設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請がありました補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので、三朝町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 建物所在地
- 2 交付決定額

年 月 日

三朝町長 様

（申請者）住所
氏名
電話番号

感震ブレーカー設置事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付第 号で交付決定がありました補助金について、交付申請の内容を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、三朝町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更 （中止・廃止） 事項		
変更 （中止・廃止） 事項		
申請額	変更前	円
	変更後	円

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

三朝町長

感震ブレーカー設置事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付第 号で交付決定を通知した補助金については、下記のとおり交付の決定を変更（中止・廃止）しましたので、三朝町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

変更後の交付決定金額

円

三朝町長 様

（申請者）住所
氏名
電話番号

感震ブレーカー設置事業実績報告書

年 月 日付第 号で交付決定のありました補助金について、補助金の対象となる感震ブレーカーの設置が完了したので、三朝町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 感震ブレーカーの設置状況を示す写真
- (2) 補助事業に要した経費に係る領収書の写し
- (3) その他町長が必要であると認める書類

3 請求額 円

4 補助金振込先口座（申請者本人名義に限る）

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所 出張所
	預金種別	普通	当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

三朝町長 様

（申請者）住所
氏名
電話番号

年度三朝町感震ブレーカー設置事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のありました三朝町感震ブレーカー設置事業補助金について、補助金交付要綱第12条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 三朝町補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

様式第7号（第13条関係）

年 月 日
第 号

様

三朝町長

年度 三朝町感震ブレーカー設置事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告書の提出がありました補助金については、下記のとおり交付金額を確定しましたので、三朝町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 建物所在地
- 2 交付確定金額